



2018年12月6日
株式会社 阿波銀行

家族（民事）信託受託者向けサービスの取扱開始について

阿波銀行（頭取 長岡奨）は、2018年12月10日（月）から家族（民事）信託受託者向けサービスの取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

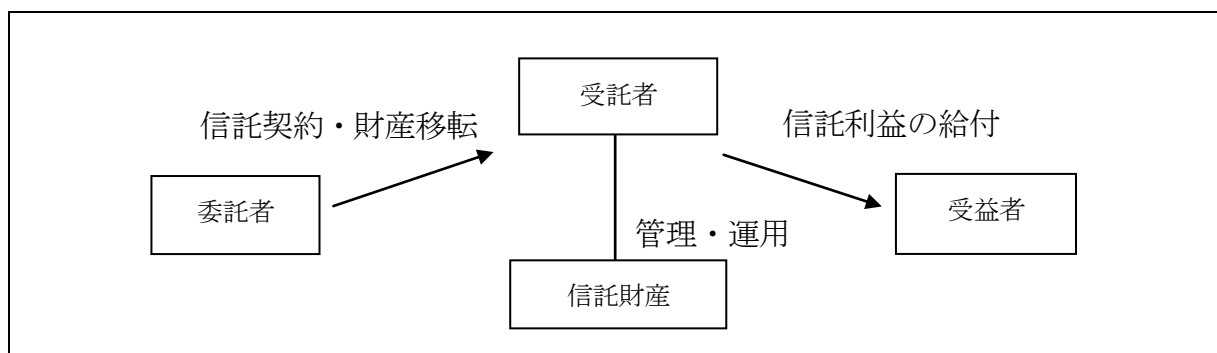
当行では、相続対策や事業承継に関する課題解決に積極的に取り組んでおりますが、本サービスの導入により、一層お客さまのニーズにお応えすることが可能となりました。

今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えするため、サービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 家族（民事）信託の概要

家族信託とは、財産の管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みのことです。財産保有者（委託者）が、その財産に関する利益を帰属させる者（受益者）のために、特定の者（受託者）に財産を託し、受託者がその目的に沿って財産の管理・運用・処分等を行います。



2. サービスの概要

(1) 家族信託預金口座の開設

信託財産を分別管理する専用口座の開設を行います。

(2) 抵当権付不動産の信託財産化

（根）抵当権設定不動産登記簿に、信託を目的として信託委託者から信託受託者へ所有権移転登記を行う等の相談に応じます。

(3) 受託者向け融資の実行

信託財産等を担保とした新規融資を受託者名義で受付します。

以上